

平成十九年政令第二百二十二号

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令

内閣は、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項及び第十項（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）並びに第十六項、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項、第四項、第六項、第八項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項に規定する政令で定める地域並びにこれらの規定及び同条第三項ただし書に規定する政令で定める割合は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に係る同条第二項に規定する割合（同条第一項に規定する人事院規則で定める地域以外の地域については、別表に定める地域及び当該地域に係る割合）とする。

（繰り下げた時間等の端数計算）

第二条 法第四条第三項、第四項、第七項及び第八項に規定する時刻を繰り下げた時間又は時刻を

計算するに当たっては、当該時間に三十分以上一時間未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十分未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（平成二十二年三月三十一日までの間ににおける経過措置）

第二条 平成二十二年三月三十一日までの間ににおける第一条の規定の適用については、「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百三十三号）附則第十三条の規定により読み替えて適用される一般職の職員の給与に関する法律」と、「別表」とあるのは「附則別表」とする。

附則別表（附則第二条関係）

割合	地域	百分の十二	百分の十	百分の九	百分の八
神奈川県のうち 逗子市 日進市 愛知県のうち 小金井市 東京都のうち 狹山市 千葉県のうち 習志野市 神奈川県のうち 津久井郡のうち 京都府のうち 長岡京市	神奈川県のうち 逗子市 日進市 愛知県のうち 小金井市 東京都のうち 狹山市 千葉県のうち 習志野市 神奈川県のうち 津久井郡のうち 藤野町及び城山町 京都府のうち 長岡京市	神奈川県のうち 逗子市 日進市 愛知県のうち 小金井市 東京都のうち 狹山市 千葉県のうち 習志野市 神奈川県のうち 津久井郡のうち 藤野町及び城山町 京都府のうち 長岡京市	神奈川県のうち 逗子市 日進市 愛知県のうち 小金井市 東京都のうち 狹山市 千葉県のうち 習志野市 神奈川県のうち 津久井郡のうち 藤野町及び城山町 京都府のうち 長岡京市	神奈川県のうち 逗子市 日進市 愛知県のうち 小金井市 東京都のうち 狹山市 千葉県のうち 習志野市 神奈川県のうち 津久井郡のうち 藤野町及び城山町 京都府のうち 長岡京市	神奈川県のうち 逗子市 日進市 愛知県のうち 小金井市 東京都のうち 狹山市 千葉県のうち 習志野市 神奈川県のうち 津久井郡のうち 藤野町及び城山町 京都府のうち 長岡京市

百分の三	宮城県のうち 宮城郡のうち利府町 黒川郡のうち富谷町 茨城県のうち 下都賀郡のうち野木町 群馬県のうち 埼玉県のうち 深谷市 足立郡のうち伊奈町 町北埼玉郡のうち大利根町 のうち鷺宮町及び松伏町 千葉県のうち 印旛郡のうち印旛村及び本塙村 神奈川県のうち 神奈川県のうち 津久井郡のうち 京都府のうち 長岡京市	百分の五	河内郡のうち上河内町及び河内町 堺市 奈良県のうち 生駒市 庵原郡のうち由比町 奈良県のうち 大和郡のうち 伊勢原市 静岡県のうち 裾野市 大阪府のうち 大東市 大阪狭山市	百分の六	静岡県のうち 庵原郡のうち由比町 奈良県のうち 生駒市 庵原郡のうち由比町 奈良県のうち 大和郡のうち 伊勢原市 静岡県のうち 裾野市 大阪府のうち 大東市 大阪狭山市	百分の八	埼玉県のうち 新座市 富士見市 東京都のうち 東大和市 神奈川県のうち 伊勢原市 静岡県のうち 裾野市 大阪府のうち 大東市 大阪狭山市
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

富山県のうち	綾瀬市 中郡のうち大磯町及び二宮町
中新川郡のうち	石川県のうち
石川県のうち	河北郡のうち内灘町
長野県のうち	長野県のうち
塩尻市	塩尻市
静岡県のうち	庵原郡のうち富士川町 志太郡のうち大井川町
愛知県のうち	岩倉市 清須市 北名古屋市 愛知郡のうち東郷町及び長久手町 西春日井
郡のうち春日町	郡のうち春日町 海部郡のうち七宝町、美和町、甚目寺町、大治町及び蟹江町
三重県のうち	三重県のうち
桑名郡のうち木曽岬町	桑名郡のうち木曽岬町
京都府のうち	京都府のうち
城陽市 八幡市 乙訓郡のうち大山崎町 相楽郡のうち山城町、加茂町及び精華町	北名古屋市 愛知郡のうち東郷町及び長久手町 西春日井
大阪府のうち	大阪府のうち
三島郡のうち島本町 豊能郡のうち豊能町 泉北郡のうち忠岡町 泉南郡のうち岬町 南河内郡のうち河南町及び千早赤阪村	三島郡のうち島本町 豊能郡のうち豊能町 泉北郡のうち忠岡町 泉南郡のうち岬町 南河内郡のうち河南町及び千早赤阪村
兵庫県のうち	兵庫県のうち
川辺郡のうち猪名川町	川辺郡のうち猪名川町
奈良県のうち	奈良県のうち
御所市 葛城市 生駒郡のうち平群町、三郷町及び安堵町 磯城郡のうち川西町、三宅町及び田原本町 北葛城郡のうち上牧町、広陵町及び河合町	御所市 葛城市 生駒郡のうち平群町、三郷町及び安堵町 磯城郡のうち川西町、三宅町及び田原本町 北葛城郡のうち上牧町、広陵町及び河合町
広島県のうち	広島県のうち
安芸郡のうち府中町	福岡県のうち
福岡県のうち	福岡県のうち
大野城市 古賀市 筑紫郡のうち那珂川町 糟屋郡のうち篠栗町、志免町、須恵町、新宮町及び久山町 糸島郡のうち二丈町及び志摩町	大野城市 古賀市 筑紫郡のうち那珂川町 糟屋郡のうち篠栗町、志免町、須恵町、新宮町及び久山町 糸島郡のうち二丈町及び志摩町
備考 この表に掲げる名称は、平成十八年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。	備考 この表に掲げる名称は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇〇三年二六日政令第六五号)	この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則 (平成二一年三月二三日政令第四二号)	この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年三月二七日政令第九八号)	この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年四月一一日政令第一九七号)	この政令は、平成二八年四月一日から施行する。
1 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。 (適用区分)
2 (適用区分)	この政令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（次項において「新基準法施行令」という。）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告

示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

(平成三十年三月三十一日までの間における経過措置)

平成三十年三月三十一日までの間における新基準法施行令第一条の規定の適用については、同条中「同条第二項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百五号)附則第十条の規定により読み替えて適用される一般職の職員の給与に関する法律第十二条の三第二項」と、「同条第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律第十二条の三第一項」とする。

都道府県	地域	割合
宮城県	黒川郡富谷町	百分の六
宮城県	宮城郡利府町	百分の三
茨城県	つくばみらい市	百分の六
茨城県	結城市	百分の三
栃木県	那珂市	百分の三
埼玉県	下都賀郡野木町	百分の六
埼玉県	蕨市	百分の十五
埼玉県	狭山市	百分の十
新座市	ふじみ野市	百分の十二
北本市	八潮市	百分の六
北足立郡伊奈町	蓮田市	百分の六
北葛飾郡松伏町	幸手市	百分の六
北葛飾郡松伏町	鶴ヶ島市	百分の六
日高市	入間郡毛呂山町	百分の三
我孫子市	我孫子市	百分の十六
習志野市		百分の十五
八千代市	四街道市	百分の十
八千代市	鎌ヶ谷市	百分の六
八千代市	白井市	百分の六
八千代市	大網白里市	百分的
山武市	長生郡長柄町	百分的
昭島市	小金井市	百分的
東京都	東大和市	百分的
東京都	東久留米市	百分的
東京都	逗子市	百分的
神奈川県	伊勢原市	百分的
神奈川県	海老名市	百分的
神奈川県	座間市	百分的
神奈川県	秦野市	百分的
神奈川県	綾瀬市	百分的
神奈川県	中郡大磯町	百分的
富山県	中新川郡舟橋村	百分的
富山県	上野原市	百分的
富山県	瑞穂市	百分的
富山県	裾野市	百分的
静岡県	日進市	百分的
静岡県	清須市	百分的
愛知県	長久手市	百分的

備考  
この表に掲げる名称は、平成二十七年四月一日における名称とし、この表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらを有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。